Archicad Solo VIPservice 契約約款

2022 年 5月 1 日版

本契約約款は、お客様（以下「甲」という）とグラフィソフトジャパン株式会社（以下「乙」という）との間で締結される Archicad Solo のVIPservice 年間契約に関する内容（以下「本サービス」という）及び利用条件を定めるものである。また本サービスは、現行のバージョンにのみ適応するものである。

第１条（契約の義務）

1. 乙は第３条に記載の本サービスを甲に提供する。
2. 甲は本サービスを利用するために乙が指定する「Graphisoft ID」を甲は必ず取得するものとする。
3. 甲は乙に対し、第 6 条に定める料金を支払う。

第２条（契約の対象）

1. 本契約は甲が乙よりライセンス供与をうける Archicad Solo を対象とする。
2. Archicad Solo の関連製品（オプションソフトウェアオブジェクト類）は、対象外とする。
3. 本契約はArchicad Solo のライセンス単位とする。

第３条（本サービスの内容）

契約中に提供される本サービスは、以下の通りである。また、乙が最適と判断するサービス内容に甲への事前告知なく変更出来るものとする。

(1) 契約期間中にリリースされる Archicad のバージョンアップおよびアップデートプログラム
(2) Archicad用オブジェクト（※日本語版用であり、 内容は予告なく変更される）
(3) アドオンツール（※日本語版用のみであり、 内容は予告なく変更される）
(4) BIMx発行機能（※BIMx発行機能は契約期間終了とともに利用不可となる）
(5) Graphisoft Learnで提供するカリキュラムの特別価格
(6) Graphisoft Forwardサイトへのアクセス
(7) テクニカルサポート：「グラフィソフト ジャパンテクニカルサポートポリシー」に則った対応
(8) プロテクトキー交換：ハードウェキーの破損・故障またはソフトウェアキーの消失を本契約有効期間内、無償で一回迄の交換保障

第４条 (契約の成立)

1. 本契約の成立は甲が乙及び乙の販売店に本サービスの申込（発注）を行った時点で契約は成立したものとする

第５条（契約期間と更新）

1. 契約初年度の契約期間は締結月の翌月１日から翌年の同月末までとし次年度以降の更新はこの期間と同様の期間とする
2. 本契約の定める解約が行われない限り、同一条件のもと契約期間満了日の翌日から１年間更新されるものとし、以後も同様とする。
3. 更新契約は、契約期間満了日の３０日前に行われねばならない。
4. ライセンス追加時には既に所有しているライセンスの契約期間の終了日に追加ライセンスの終了日を合わせるものとする

第６条（契約料金）

1. 契約料金は、年間101,200円（税込）とする。
2. 契約料金は、途中解約の場合も返却しないものとする。

第７条（契約の解除）

1. 甲乙いずれか一方より本契約契約満了日の2か月前までに文書による解約通知があった場合、契約満了日をもって

契約を解除することができるものとする。

2. 甲または乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときは、直ちに本契約を解除できるものとする。
   (1) 第１条の契約の目的が履行されない場合
   (2) 支払の停止、又は破産、和議、会社更生、会社整理、特別清算の申し立てがあった時
3. Archicad SoloからArchicadにアップグレードを行った場合

第８条（契約の途中解約）

1. 甲は理由の如何を問わず、解約日の2ケ月前までに乙への書面による事前通知によって本契約を終了することができるものとする

第９条（再契約）

甲が本契約の定める更新を行わず契約を解除した後、本サービスを再契約する場合は、乙が定めるバージョンアップ費用もしくは66,000円（税込）の再加入数料を支払った上で、本サービスを101,200円（税込）で購入するものとする。
再契約された本サービスの契約期間は再契約締結月の翌月１日から翌年の同月末までとする

第１０条（請求・支払い）

1. 乙は甲に対し、本契約により定められた契約料金を請求するものとする。
2. 甲は乙の指定する方法で、本契約により定められた契約料金を本契約期間内は継続して支払うものとする。また、この時に発生する振込手数料等は甲の負担とする。

第１1条（契約の変更）

1. 乙は本規約内容を甲の事前の同意がなく変更できるものとする

第１2条（その他）

1. 本契約に定めのない事項あるいは本契約の履行に疑義が生じたときは甲および乙は誠意をもって協議し解決に当たるものとする。
2. 乙の Web サイトを通じて甲が本規約を自由に参照出来る様にする。
3. VIPservice 契約約款の正は VIPservice の Web サイトに掲載されているものとし、他のものと不一致があった場合 Web サイト掲載のものを正とする。

以上